

平成31年2月28日  
中国四国管区行政評価局

## 災害時における自動車検査証の有効期間の伸長

～具体的な被害情報を迅速に掌握して地域指定するようあつせん～

総務省中国四国管区行政評価局（局長：米澤俊介）は、平成30年7月豪雨時の行政相談を受けて、民間有識者を構成員とする「行政苦情救済推進会議」（座長：片木晴彦広島大学大学院法務研究科教授）の意見を踏まえ、本日、国土交通省中国運輸局に標記制度の運用の改善を働きかけました。

### 【相談内容】

平成30年7月豪雨直後の7月13日、広島県府中町の住民から寄せられた相談

自動車検査（以下「車検」という。）を7月19日に受ける予定だが、この度の豪雨により自宅周辺の道路や橋が被災して、自宅から車が出せなくなった。

広島運輸支局に相談したところ「府中町は車検証の有効期間伸長の対象地域にしていないが、被害があるのか。車が出せるようになった時に有効期限が切れているなら、レッカー車で運んで車検を受けるよう」言われた。

どうすればよいのか困っている。

### 【制度の概要】

運輸支局長は、天災その他やむを得ない事由により車検の継続検査を受けることができないと認めるときは、その地域を使用の本拠地とする自動車の車検証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨公示することができる。

（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2第1項、同法施行令（昭和26年政令第254号）第15条第1項第1号、同条第2項第3号）

### 【広島運輸支局の措置】

7月9日、呉市と坂町については、他の地域から孤立したことを踏まえてこの措置を講じたが、府中町については、7月13日時点では講じていなかった。

（7月18日に講じた）



### 【中国運輸局への改善の働きかけ】

中国運輸局は、車検証の有効期間伸長の対象地域について、その地域が「孤立した」かどうかよりも、具体的な被害の情報を迅速に掌握し、これを踏まえて指定する必要がある。



総務省行政相談センター




まくみみ広島

### 【本件照会先】

首席行政相談官 津江 正博  
行政相談官 木坂 聡、児玉 智司  
電話：082-228-6174  
F A X：082-228-4955  
E-mail：cgk32@soumu.go.jp





1 平成30年7月豪雨に伴う車検証の有効期間伸長の措置状況

① 広島県

公示日	対象となる車検証と有効期間の伸長日	対象地域	
7月9日	有効期間が7月7日～22日の間に到来するものを7月23日まで伸長	呉市、坂町	
7月18日	有効期間が7月7日～8月5日の間に到来するものを8月6日まで伸長	広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町	
8月1日	有効期間が7月7日～8月19日の間に到来するものを8月20日まで伸長	同上	同上
8月15日	有効期間が7月7日～9月2日の間に到来するものを9月3日まで伸長	広島市安芸区、熊野町、坂町	

(国土地理院)

② 岡山県

公示日	対象となる車検証と有効期間の伸長日	対象地域	
7月9日	有効期間が7月7日～22日の間に到来するものを7月23日まで伸長	倉敷市	
7月18日	有効期間が7月7日～8月5日の間に到来するものを8月6日まで伸長	岡山市東区、倉敷市、総社市、高梁市、都窪郡早島町、小田郡矢掛町	
8月1日	有効期間が7月7日～8月19日の間に到来するものを8月20日まで伸長	倉敷市、総社市、高梁市	
8月15日	有効期間が7月7日～9月2日の間に到来するものを9月3日まで伸長	倉敷市真備町	

## 2 行政苦情救済推進会議の主な意見

- ・ 7月18日の2回目の公示で大きく対象地域が拡大しているが、このタイミングで被害が拡大しているわけではなく、当初から対象地域を広く設定することはあり得たと考える。
- ・ 車両の安全と公害防止を目的とする制度であることは理解するが、使われてこそその車であり、災害時にあっては、被災者のことを考慮し、弾力的な運用や判断があってもよいと考える。
- ・ 災害時には、車両が被災し、修理に期間を要することもあると思われる。このような被災者を救うためにも、伸長する期間を多少長めに設定しても法の目的達成に影響があるとは思えない。
- ・ 有効期間の伸長を行うに当たって、事前に明確な基準を作成することは困難であるにしても、今後、例えば、災害救助法の適用範囲などを参考とするなど、事前に何らかの枠組みを整理しておくことが必要ではないか。
- ・ 相談者が最初に広島運輸支局に問合せを行った当時、府中町では、榎川が氾濫し、大きな被害が発生していたことはテレビでリアルタイムに報道されていた。
- ・ 有効期間伸長の公示を行う際に、その地域が孤立したかどうかよりも豪雨の情報を適切に掌握し、迅速に地域指定するなど、具体的な状況を踏まえて、法第61条の2を実用的に運用すべきである。

### (参考) 行政苦情救済推進会議について

行政苦情事案への対応に民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立って、苦情の原因である行政の制度・運営の改善を図ることを目的として開催しています。

#### 【構成員】(五十音順 平成31年2月1日現在)

宇和島正美(みなと山口合同新聞社 取締役山口新聞編集局長)

(座長) 片木 晴彦(広島大学大学院法務研究科教授)

日下 知章(山陽新聞社 取締役総務局長)

佐田尾信作(中国新聞社 編集局論説主幹)

長井紳一郎(弁護士)

秦 孝 成(中国行政相談委員連合協議会会長)

松村 健次(山陰中央新報社 論説委員会論説副委員長)

森原 昌人(新日本海新聞社 執行役員・編集制作局論説委員長)

#### 【開催頻度】

随時(年1、2回程度)